

川崎市環境局長 様

事業系一般廃棄物の施設搬入におけるエコ運搬の実施について

令和2年12月10日付け2川環処第1339号で依頼のありましたことについて、令和3年・4年度事業系一般廃棄物の施設搬入にあたり、廃棄物の運搬の際、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。）第79条の3に規定する対象自動車を使用し、市内を発着する場合、次に掲げる環境配慮行動項目の実施に努めます。

環境配慮行動項目

- 1 エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。
- 2 規則第79条の2第2号に規定する車種規制不適合車を使用しないこと。
- 3 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

令和 年 月 日

事業者名称 \_\_\_\_\_

許可番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

事務局使用欄	
許可	
大口	